

# 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付が困難な方に対する減免制度についてお知らせします。

いずれも、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分<sup>※</sup>、令和4年度分の保険税・保険料が対象です。

※令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降に納期限が到来するもの。

## 国民健康保険税

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険税を全額免除**
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯の方で、次の全てに該当する方 ⇒ **保険税の一部を減額**
  - ①令和4年中の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて3/10以上減少する見込みであること
  - ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
  - ③収入の減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

## 後期高齢者医療保険料

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる世帯の方で、次の全てに該当する方 ⇒ **保険料の一部を減額**
  - ①令和4年中の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて3/10以上減少する見込みであること
  - ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
  - ③収入の減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

## 介護保険料

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第1号被保険者の方 ⇒ **保険料を全額免除**
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる第1号被保険者の方で、次の全てに該当する方 ⇒ **保険料を全額免除または一部を減額**
  - ①令和4年中の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて3/10以上減少する見込みであること
  - ②収入の減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

## 申請の受付期間

7月1日(金)～ 令和5年3月31日(金)

# 新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付が困難な方は、申請によりこれらの徴収猶予が認められる場合があります。

納期限の到来までに申請が必要ですので、早めにご相談ください。

※申請に必要な書類やご自分が対象になるかどうかなど、詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】	国民健康保険に関すること……………市保険課	☎ 31-0212	FAX 24-0180
	後期高齢者医療保険に関すること……市保険課	☎ 31-0215	FAX 24-0180
	介護保険に関すること……………市高齢者福祉課	☎ 31-0682	FAX 24-0181